

国内経済要録

◇当面講ずべき対策について

政府は6月16日、従来講じてきた諸施策の効果等もあって、景気はおおむね底入れしたものとみられるが、経済活動の水準がなお低いことにかんがみ、物価安定の定着を図りつつ、景気を着実な回復軌道に乗せるため、次のような対策を講ずることを決定した。

(1) 財政面の措置

イ. 住宅建設の促進

住宅金融公庫および沖縄振興開発金融公庫の個人住宅貸付の円滑な運営を確保するため、50年度個人住宅貸付契約枠について、約5万戸相当分を下期分から上期に繰り上げ、上期貸付契約枠を拡充する。なお、個人向け住宅に対する民間金融機関からの融資の実行に引き続き十分配慮する。

ロ. 公害防止事業および安全対策の促進

日本開発銀行および公害防止事業団の公害防止および安全対策関連融資の促進を図るため、所要の措置を講ずる。

ハ. 50年度上半期の公共事業等の円滑な執行

50年度上半期における公共事業等の執行は、最近までのところ契約状況も順調に進捗しており、その効果も順次あらわれてくるものと期待されるが、なおいっそうの円滑化を図ることにより上半期の契約率が70%程度となるよう努める。

(2) 金融面の措置

イ. 金利負担の軽減

企業経営面における金利負担を軽減し、物価の安定に資するため、市中貸出金利の引下げが促進されるよう配慮するとともに、事業債発行条件の低下のための環境整備に努める。

ロ. 中小企業金融の円滑化

中小企業金融については、市中金融機関による特別融資の促進、政府系中小企業金融機関の融資の円滑化と返済猶予の適切な実施および信用保証協会による信用保証の推進などにより、引き続き十分に配慮する。

(3) その他の措置

イ. 設備投資、建築投資の最近の情勢にかんがみ、抑制措置の枠組みを廃止する。

ロ. 消費者信用の最近の情勢にかんがみ、割賦販売の標準条件は、引締め前の状態にもどす。

ハ. 官公需について、中小企業者の受注機会の増大に努める。

なお、上記の措置をとるにあたって、物価安定のため、次の措置をとるものとする。

- (1) 価格が騰貴し、またはそのおそれがある食料等の輸入の促進など、所要の措置を講ずる。
- (2) 経済の現状にかんがみ、企業経営者に対して、関係各省において、価格引上げを厳に自粛するよう要請する。

◇福祉年金等の受給者に対する特別の定期預金の取扱いに関する大蔵省通達

大蔵省は、金融機関の預貯金等の金利の最高限度の定めが変更された(6月号「要録」参照)のをうけ、福祉年金等の受給者(注)に対する特別の定期預金の取扱いについて、各金融団体代表者あて概要次のとおり通達した(6月7日)。

(1) 適用利率

イ. 利率 年10.00%以下

この利率は、取扱期間中に対象預金者から新たに預入(書替え預入を除く)される期間1年の通常の定期預金について、その期限満了まで適用する。

ロ. 期限前払戻しの場合の預入期間中の利率

(イ) 預入期間が6ヵ月未満の場合は、当該払戻しが行われる日の普通預金の利率以下とする。

(ロ) 預入期間が6ヵ月以上1年未満の場合は、年6.75%以下の利率とする。

(2) 取扱店舗および確認手続

イ. 取扱店舗

この定期預金を取り扱う金融機関店舗は、対象預金者1人について1店舗(郵便局を含む)に限る。

ロ. 確認手続

金融機関は、当該定期預金の預入の申込みがあったときには、この預金の預入の対象となる年金等の受給者であることを証明する証書の呈示を求め、確認のうえ受け入れるものとする。

(3) 店頭掲示

福祉年金等の受給者に対する特別の定期預金を取り扱う金融機関は、現行預金金利表とは別に上記(1)にかかる事項のほか、(2)のイ.ならびに下記要綱(1)から(4)に関する事項を店頭に掲示する。

福祉年金等の受給者に対する特別の定期預金に関する大蔵省告示(6月7日)の要綱

- (1) 対象預金者 別掲の年金、給付金または手当の支給を受けている者(注)

- (2) 取扱期間 昭和50年6月23日から昭和50年12月31日まで
- (3) 預入限度 預入対象者1人につき50万円の範囲内
- (4) 対象預金の種類 預入期間1年の定期預金または定期貯金
- (5) 利率 利率については、「金融機関の金利の最高限度に関する件」第1号および第2号の規定は適用しない

(注) 受給者の範囲については6月号「要録」参照。

◇政府短期証券割引歩合の引下げ

政府は、政府短期証券の割引歩合を次のとおり引き下げ(6月20日決定)、6月23日以降発行分から実施した。

(単位・年%)

		変更後	変更前
政府短期証券 (2か月もの)	割引歩合	6.25	6.75
	応募者利回り	6.314	6.825

◇事業債の発行条件の改訂

引受証券会社は、最近の起債状況にかんがみ事業債の発行条件を次のとおり改訂し、7月償から実施することを発表した(6月25日)。

事業債の応募者利回り

(単位・年%、カッコ内は表面利率、発行価格)

	変更後		変更前	
	10年債	7年債	10年債	7年債
AA 格債	9.393 (9.2%) (99.00円)	9.377 (9.2%) (99.25円)	9.696 (9.5%) (99.00円)	9.679 (9.5%) (99.25円)
A 格債	9.494 (9.3%) (99.00円)	9.478 (9.3%) (99.25円)	9.797 (9.6%) (99.00円)	9.780 (9.6%) (99.25円)
BB 格債	9.595 (9.4%) (99.00円)	9.578 (9.4%) (99.25円)	9.898 (9.7%) (99.00円)	9.881 (9.7%) (99.25円)
B 格債	9.696 (9.5%) (99.00円)	9.679 (9.5%) (99.25円)	10.000 (9.8%) (99.00円)	9.982 (9.8%) (99.25円)

◇証券金融会社の貸借取引融資限度額の改訂および公社債流通金融、公社債金融の金利の改訂

日本、大阪、中部の3証券金融会社では市場規模の拡大に対処して、7月1日約定分から貸借取引融資限度総額を改訂(日証金810→1,200億円、大証金415→620億円、中証金112→165億円)実施することとし、これに伴い貸借取引会員別増担保徴収基準を一部強化した。

◇金融機関とその関連会社との関係に関する大蔵省通達

大蔵省は、金融機関が、株式の保有制限をはじめ、銀行法等によりその本来の業務に専念し他業を営むことが禁止されている趣旨にかんがみ、その関連会社の業務に一定の制限を設けることとし、7月3日各金融団体代表者あて次のとおり通達した。

(1) 関連会社に行わせてきしつかえない業務は、次のとおりとする。

イ. 金融機関の業務に係る事務のうちその業務の基本に係ることのないもので、主として当該金融機関のために行うもの。

ロ. 金融機関の業務に付随する業務。

ハ. 金融機関の業務に付随する業務に準ずる業務(いわゆる周辺業務)。

(2) 関連会社に上記(1)の業務を行わせる場合にも、これに出資する金融機関の経営の健全性が損なわれることなく、かつ関係業界に著しい影響を与えることのないよう留意するとともに、当該関連会社の態様、業務の内容等については具体的なケースごとに当局の指導に従うものとする。

(3) 関連会社の行う業務が上記(1)のイ.に該当する場合には、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律第11条第2項の規定に基づく公正取引委員会の認可を受けて関係金融機関が全額出資する関連会社に行わせるものとする。

(4) 関連会社に行わせてはならない業務をすでに関連会社に行わせている場合には、当該会社と金融機関との関係の適正化を図るものとする。